

# 生活支援体制整備事業の全区実施について

## 1 概要

高齢化の進展に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯が増加し生活支援の必要性が増加する中で、多様な事業主体による多様なサービスを利用できるような地域づくりが重要となることから、平成 26 年の介護保険法の改正により、地域資源の把握や関係者間のネットワークの構築、ボランティア等の生活支援の担い手の養成、地域に不足するサービスの創出などを行う「生活支援コーディネーター」の配置が、介護保険の地域支援事業に「生活支援体制整備事業」として位置づけられており、遅くとも平成 30 年 4 月までにすべての市町村で実施することとされています。

本市においても、平成 27 年度から段階的に事業を実施しており、本年 10 月から全 24 区において実施し、取組みを進めています。

今後、団塊の世代がすべて 75 歳以上となる平成 37（2025）年を見据えて、全区に配置した生活支援コーディネーターが高齢者ニーズや地域資源を把握し、多様な事業主体と連携を図るとともに、各区役所及び各地域包括支援センターとも連携し、地域ケア会議（地域ケア推進会議）を通じて把握された地域課題を共有しながら、生活支援・介護予防サービスの充実を図ってまいります。

## 2 本市におけるこれまでの取組み状況

平成 27 年度

8 月 3 区（港区、鶴見区、住之江区）でモデル実施

平成 28 年度

9 月 5 区（此花区、東成区、生野区、東住吉区、平野区）を加え 8 区で先行実施

平成 29 年度

10 月 全 24 区で実施

## 3 委託先

24 区の区社会福祉協議会